

地下街等に係る避難確保・浸水防止計画 作成の手引き

(洪水編)

令和3年5月

仙台市危機管理局

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水時における避難確保・浸水防止計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

地下街等の各施設では、これを参考に、施設の構造や立地条件等の実態に即した計画を作成してください。

なお、本手引きは、新たに作成する避難確保・浸水防止計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保・浸水防止計画」の項目を追加することで、これの代わりとしても構いません。

また、避難確保・浸水防止計画の作成にあたっては、仙台防災ハザードマップ等で情報の伝達や避難場所・避難経路等を確認してください。

—目次—

1. 計画の構成	2
2. 計画の目的	3
3. 計画の対象区域	4
4. 計画の適用範囲	4
5. 防災体制	6
6. 情報収集及び伝達	11
7. 浸水防止に関する活動	13
8. 避難誘導	14
9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	15
10. 防災教育及び訓練の実施	17
11. 自衛水防組織の業務に関する事項	18

「〇〇〇〇（地下街名）」における洪水時の避難確保・浸水防止計画

1. 計画の構成

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的
2. 計画の対象区域
3. 計画の適用範囲
4. 洪水時の対応
 - 4.1. 防災体制
 - 4.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 4.5 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備
5. 防災教育と訓練の実施
6. 自衛水防組織の業務に関する事項

《解説及び留意事項》

- 前提となる洪水に係る浸水想定区域については、本市ホームページで公開の他、各区役所で配布している「仙台防災ハザードマップ」等を参照してください。
- 避難確保・浸水防止計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）に定められています。

《水防法施行規則》

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条

法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関

係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2. 計画の目的

《記載例》

- この計画は、水防法第15条の2第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（地下街名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

《解説及び留意事項》

- 地下街等の水害に対する脆弱性を踏まえ、水防法第15条の2では、地域防災計画に位置付けられた地下街等の所有者または管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することとされています。
- 平成25年6月の水防法改正で、避難確保に加えて浸水防止に係る計画も作成することとなりました。これは、より一層の利用者の安全の確保を図ろうとするものです。
- このため、浸水防止に係る計画は、一義的には、避難時間の確保等の利用者の安全の確保を目的としたものとして作成されなければなりません。
- ただし、利用者の安全を確保することを前提とした上で、経済的被害の防止・軽減の観点からの浸水防止に係る計画を作成することを妨げるものではありません。

3. 計画の対象区域

《記載例》

- 本計画の対象区域は、「〇〇〇〇地下街等区域図」に示す〇〇〇〇地下街及び当該〇〇〇〇地下街に接続するビルにより構成される区域（以下「〇〇〇〇地下街等区域」という。）とする。

《解説及び留意事項》

- 接続ビルや、地下駅や地下通路など地下で連続する他の施設（以下「連続施設」という。）から予期せぬ浸水が発生する可能性がある。このため、氾濫水の浸入口となり得る連続施設も含めて対象区域とし、共同で計画を作成することが望ましいといえます。
- 共同で計画を作成しない場合であっても、連続施設の構造、主要な流入口の標高・大きさや浸水対策の状況等について把握するため、水防法第15条の2第2項に基づき、連続施設の所有者または管理者に意見を聴くよう努めてください。
- 意見を聴く対象となる施設は、当該地下街等の全利用者の避難が完了するまでに、当該地下街等の浸水に影響を及ぼす施設を想定します。具体的には、地下街等の利用者の避難に要する時間、地下空間の構造や地下空間を流れる氾濫水の平均的な拡散速度等を考慮して選定する必要がありますが、当該地下街等から概ね1km以内に氾濫水の主要な流入口となる開口部を持つ施設を候補として検討することが考えられます。

4. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、〇〇〇〇地下街等区域内の施設に勤務又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 洪水時等における利用者の安全を確保するためには、地下街等のみならず計画の対象区域全体での避難及び浸水防止活動が必要であることから、計画の適用範囲は計画区域内の施設に勤務する者及び利用者とする必要があります。

- 計画の対象区域及び適用範囲を踏まえ、計画の実効性を担保するため、計画対象区域内の施設の所有者又は管理者が参画した組織（例えば「〇〇〇〇地下街等防災連絡協議会」等）を設置し、当該組織が計画を作成する必要があります。
- 利用者が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。
- 対象となる災害種別に関する情報の入手は、以下のハザードマップ等にて確認することができます。
 - 「仙台防災ハザードマップ」（紙媒体として各区役所等でも配布しております。）
 - 「せんだいくらしのマップ」（インターネット上で閲覧できる地理情報システムです。）
 - 上記のハザードマップについては本市ホームページでご確認いただけます。
(<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/saigaitaisaku/hazardmap/map.html>)

5. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応組織
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 【警戒レベル2】洪水注意報の発表 ▶ 対象河川の氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）の発表	各班へ注意体制を確立した旨を連絡	統括管理者 情報班
		洪水予報等の情報収集	
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ▶ 洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表 ▶ 対象河川の氾濫警戒情報発表（警戒レベル3相当情報）	各班へ警戒体制を確立した旨を連絡	総括班
		洪水予報等の情報収集	情報班
		浸水対策に使用する資器材の準備	警戒活動班
		避難誘導に使用する資器材の準備	避難誘導班
		利用者への発表情報等の周知	総括班
		全従業員への発表情報等の周知	情報班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 【警戒レベル4】避難指示の発令 ▶ 対象河川の氾濫危険情報発表（警戒レベル4相当情報） ▶ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ▶ 対象河川の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）	避難誘導指示	統括管理者
		浸水対策指示	統括管理者
		利用者への発令内容、避難実施等 [※] の周知	総括班
		全従業員への発令内容、避難実施等の周知	情報班
		洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握	情報班
		避難誘導の実施	避難誘導班
		浸水対策の実施	警戒活動班

※ 災害時要援護者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼びかけを行う。

※ 上記のほか、施設の管理者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- ▶ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を検討・記載します。

○ 活動内容

- ▶ 洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導及び浸水防止に関する活動の実施までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。
- ▶ その際、できるだけ多くの経路を利用して、浸水の開始以前に避難を完了させることができるよう、避難誘導と浸水対策の順序を検討してください。
- ▶ 特に、複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、各河川からの氾濫ごとに順序を検討することが望ましいといえます。
 - ※ 全国の災害情報普及支援室の連絡先をはじめ、事業所等の自衛水防に役立つ情報については以下のWEBサイトから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
- ▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

○ 体制確立の基準

- ▶ 体制の確立の基準は、河川からの氾濫水の到達時間※、避難及び浸水対策を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。
- ▶ 避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

※ 氾濫水の到達時間等については、地点別浸水シミュレーション検索システム (<http://suiboumap.gsi.go.jp/>) を活用いただくか、洪水浸水想定区域を指定した国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所「災害情報普及支援室」又は宮城県に相談してください。

○ 対応組織

- ▶ 各活動を実施する自衛水防組織の班編成及び要員の配置について検討してください。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、自衛水防組織の班編成及び要員の配置を検討する必要があります。

《用語の解説》

- ▶ 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>
- ▶ 水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。
<http://www.river.go.jp/>
<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報 (警戒レベル2)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていない。

※ 以下の区分により発表される。

- 東部仙台：仙台市東部(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))が該当する。
- 西部仙台：仙台市西部(宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区)が該当する。

洪水予報・ 水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民に 求められる行動
〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位(水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	【住民・要援護者】 氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位(市町村長の避難情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	【仙台市】 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を検討 【住民】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【要援護者】 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	[洪水予報] 〇〇川の水位が氾濫危険水位(市町村長の避難情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達 [水位到達情報] 〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合	【仙台市】 【警戒レベル4】避難指示の発令を検討 【住民】 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※ 洪水予報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表されます。

【水位観測所】

名取川は名取橋、広瀬川は広瀬橋、七北田川は市名坂

【区間】

- ・名取川 左岸 仙台市太白区山田船渡前3番1地先から海まで
- 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで
- ・広瀬川 左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで
- 右岸 仙台市太白区长町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで
- ・七北田川 左岸 仙台市泉区七北田赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで
- 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで

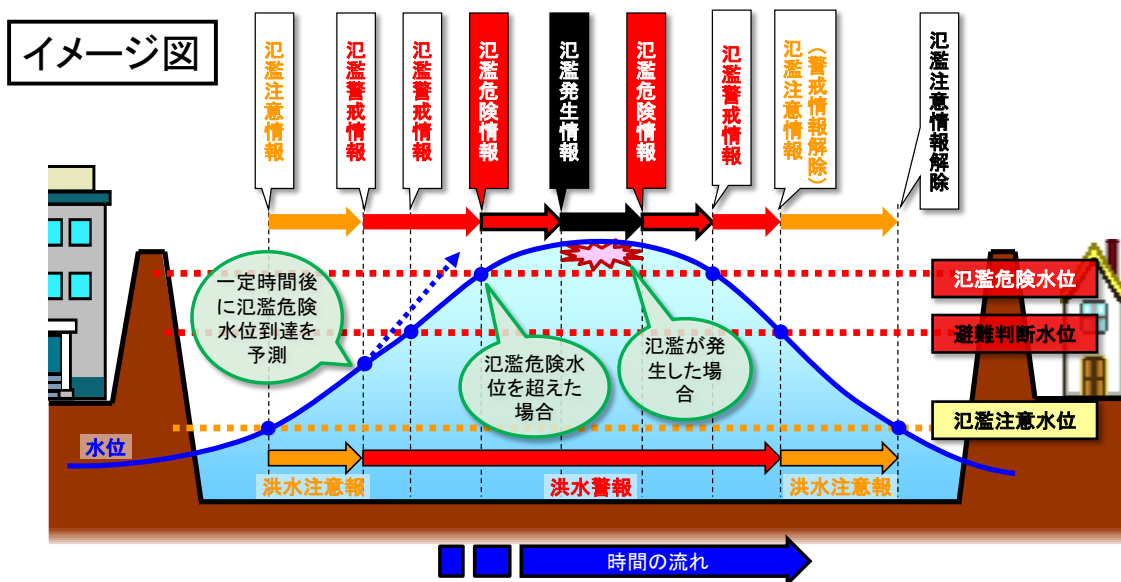
※ 水位到達情報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表される。

【水位観測所】

- ・ 広瀬川は広瀬橋、旧策川は北目橋、策川は杉の下橋、七北田川は小角、梅田川は苦竹、砂押川は八幡橋

【区間】

- ・ 広瀬川 左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで
- ・ 旧策川 左右岸 策川からの分岐点から名取川合流点まで
- ・ 策川 左岸 仙台市太白区西多賀唐松橋上流から名取川合流点まで
右岸 仙台市太白区富田唐松橋上流から名取川合流点まで
- ・ 七北田川 左右岸 馬橋から赤生津大橋まで
- ・ 梅田川 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで
- ・ 砂押川 左右岸 多賀城市市川橋から海まで



6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	仙台市からのファックス、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	仙台市からのファックス、テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災 Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局 Twitter

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 水防法第15条第1項第4号イに基づき仙台市地域防災計画に記載された地下街等については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を仙台市に報告）に対して、同条第2項に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川においては水位到達情報が提供されます。
- 連続施設を通じて短時間で氾濫水が浸入することが想定される場合や連続施設を避難場所としている場合には、連続施設との間で連絡体制を構築しておく必要があります。その際に、休日においてはオフィスビルなどの連続施設が閉館していることも想定されることから、必要に応じて、休日の連絡体制や浸水防止体制も確認してください。
- 特に、地下駅と接続している地下街等においては、他の地下駅に浸入した氾濫水が地下鉄等を通じて短時間で当該地下街等に浸入する可能性があるため、鉄道事業者との連絡体制を構築しておく必要があります。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、地上部の状況については、直接確認を行う。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認してください。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を対象区域内の施設に係る全従業員で共有する。
- 館内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等、避難開始等の情報の周知を図る。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいといえます。
- また、連続施設から短時間で氾濫水が浸入することが想定される場合や連続施設を避難場所とする場合は、連続施設との間で連絡体制を構築し、連絡先を「体制ごとの施設内緊急連絡網」に加える必要があります。
- 情報伝達訓練を実施し連絡体制を検証し、情報伝達に時間を要する場合は必要に応じて、伝達手段や連絡系統の見直しをします。

7. 浸水防止に関する活動

《記載例》

- 別添〇「浸水防止用設備配置図」に示す方法（止水板（防水板、浸水防止板等の名称もある）・土のう等）及び設置場所で浸水防止を行う。
- その浸水防止用設備等の設置基準は以下のとおりとする。
 - ①〇〇川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）（氾濫水の到達までの時間が短い河川）が発表された場合
 - ・速やかに□□出口及び◇◇出口に止水板又は土嚢を設置する。
 - ・避難完了後、上記以外の出口について止水板又は土嚢を設置する。
 - ②〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）（氾濫水の到達までの時間が長い河川）が発表された場合
 - ・避難完了後、全ての出口について止水板又は土嚢を設置する。
 - ③その他浸水が予想される場合
 - ・統括管理者が指示する時期に指示する出口について止水板又は土嚢を設置する。
- 非常体制を確立したときは、速やかに〇〇設備を〇〇2階〇〇室まで移動する。

（浸水防止が不必要な場合）

- 避難誘導を開始する体制（この手引きでは非常体制）を確立してから、避難を完了するまで十分な時間を確保することができ、その間当該地下街等に浸水のおそれが生じないため、浸水防止に関する活動を実施する必要はない。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導を開始する体制を確立してから、避難を完了するまで十分な時間を確保することができ、その間当該地下街等に浸水のおそれが生じない場合は、必ずしも浸水防止に関する活動を実施する必要はありません。
- 利用者の避難については、可能な限り多くの経路を使用して早期に完了させることが望ましいといえます。
- 避難と並行して止水板等を設置する場合には、早期に止水板等を設置する出口（避難には用いない出口）を選定する必要がある。選定にあたっては、ハザードマップ等を参考に設定してください。
- 避難とは別に、早期復旧の観点から、重要な設備等の浸水を防止するための対策（浸水対策や設備の移動等）について検討してください。また、避難完了後においては水の浸入が想定される全ての出口に対策を講じることについても検討してください。

8. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難開始時期

- 避難指示が発令された場合、速やかに避難を開始する。

(2) 避難経路

- 避難経路については、止水板等を設置する出口を有する階段（避難完了後に止水板等を設置する出口を有する階段は除く）は使用しないものとする。洪水時における具体的な避難経路（平日用・休日用）については、別紙○～△「避難場所・避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難する際は、エレベーター及びエスカレーターを停止する。
- 日頃より、避難場所や避難経路を施設内に掲示し、利用者に周知しておく。避難誘導するときは、避難場所（「〇〇ビルの〇階」など）及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- 館内放送及び掲示板を用いて、地上の浸水に関する情報、避難を開始すること、誘導員の指示に従うこと、〇〇出口（避難と並行して止水板等の設置を行う出口）は避難経路として使用できないこと、エレベーター等は使用できないこと、災害時要援護者を見かけた場合には当該災害時要援護者の避難に協力いただきたいことを利用者に周知する。
- 災害時要援護者は従業員だけでなく周辺の利用者の支援により、優先的に早期に避難させる。
- 避難誘導にあたっては、別紙○～△「避難場所・避難経路図」に示す位置に避難誘導員を配置する。
- 避難誘導員は携帯拡声器を活用して避難誘導を行う。
- 避難経路として使用しない階段の昇り口にはコーン等を用いて進入禁止の措置を講じる。
- 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 停電に備え、別紙○～△「避難場所・避難経路図」に示す位置に電池式照明器具を設置するとともに、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

《解説及び留意事項》

- 休日においてはオフィスビルなどの連続施設が閉館しており、避難経路又は避難場所として活用できないことを考慮して、適切に避難場所や避難経路を設定します。
- エレベーターやエスカレーターは停電により途中で停止する可能性があるため、避難にあたっては使用しないこととし、避難に先立って停止させます。
- 避難誘導員の配置については、避難経路と併せてあらかじめ定めておくものとします。
- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定め準備しておく必要があります。特に、停電に備えた対応について十分に検討してください。
- 避難場所は浸水が想定されない場所に設定しなければなりません。
- 災害時要援護者は一般の利用者より避難に多くの時間を要するため、避難に関する支援方法を定めてください。

9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- 浸水対策に用いる浸水防止用設備等の配置・保管場所・個数及び整備計画は別添○「浸水防止用設備配置図」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

使用資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材※
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、案内旗、ライフジャケット
浸水対策	止水板、土嚢

※ 自衛水防組織の装備品リストを記載する。

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄します。
- 止水板等の浸水防止用設備に関する情報については浸水防止用設備に係る固定資産税の軽減を受ける上でも必須の情報であるため、設置箇所及びその個数については必ず記載する必要があります。
- 停電時において使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し、記載します。

10. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、仙台市危機管理局まで報告する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことを推奨します。
- 訓練を実施した際は「訓練実施（計画）報告書」を使用し、仙台市危機管理局減災推進課までご報告願います。
- 研修や訓練には、ハザードマップ等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できます。
- 本来は、利用者も含めた訓練を実施することが望ましいが、これは現実的には困難であるため、少なくとも計画対象区域内の施設の全従業員を対象とした訓練を実施してください。
- 各施設の営業時間や業態が異なるため、訓練の実施等の調整にあたっては関係地方公共団体の協力等も得つつ、計画対象区域内の施設全体が連携して実施できるよう配慮します。
- 情報収集訓練については、仙台市の情報伝達訓練に併せて実施することが有効です。

11. 自衛水防組織の業務に関する事項

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 地下街等の利用者の安全の確保をより確実なものとするため、平成25年の水防法改正により、浸水想定区域内に位置する地下街等については自衛水防組織の設置が義務付けられております。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止を行うため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動等について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班、避難誘導班及び警戒活動班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

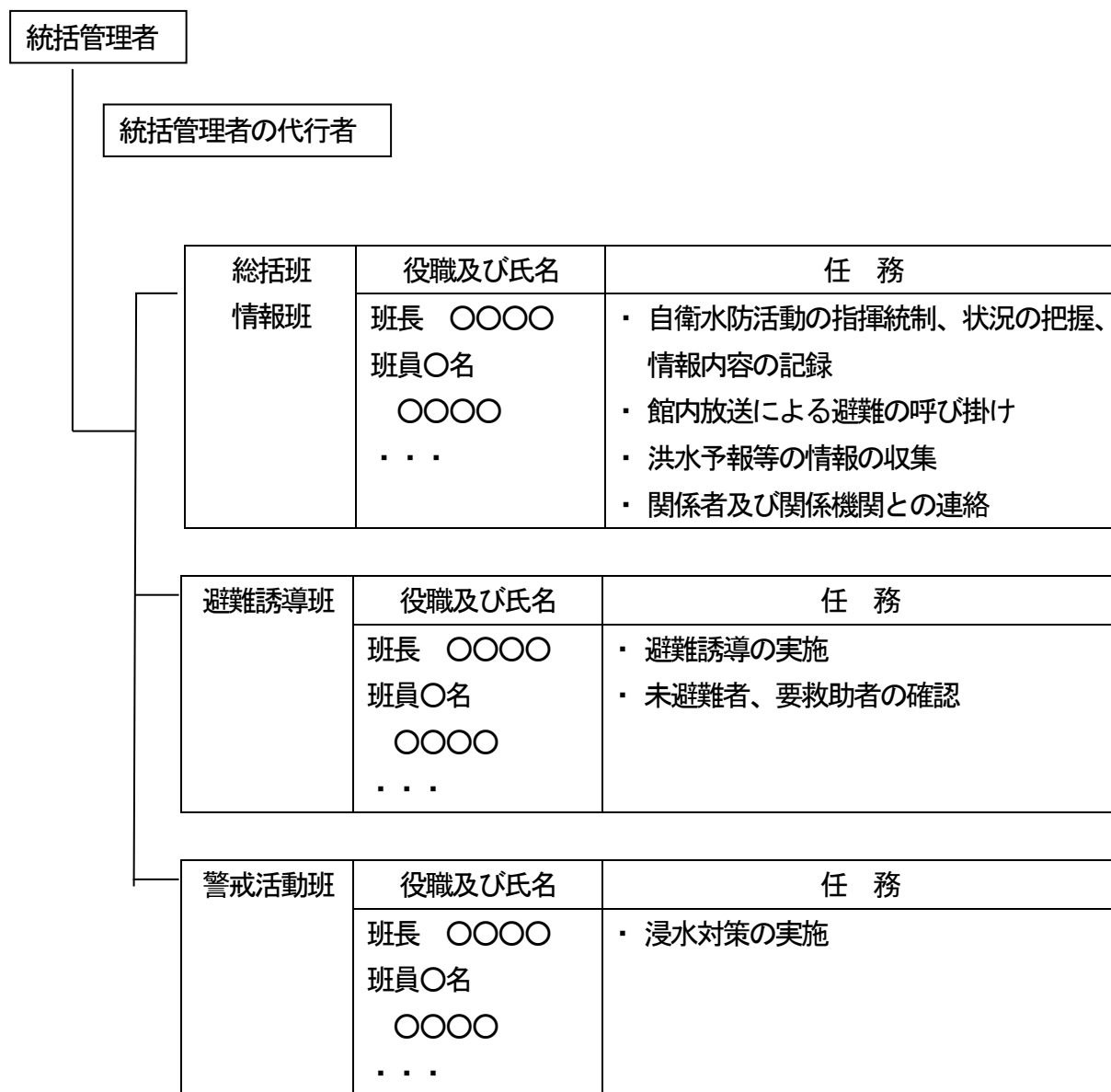
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

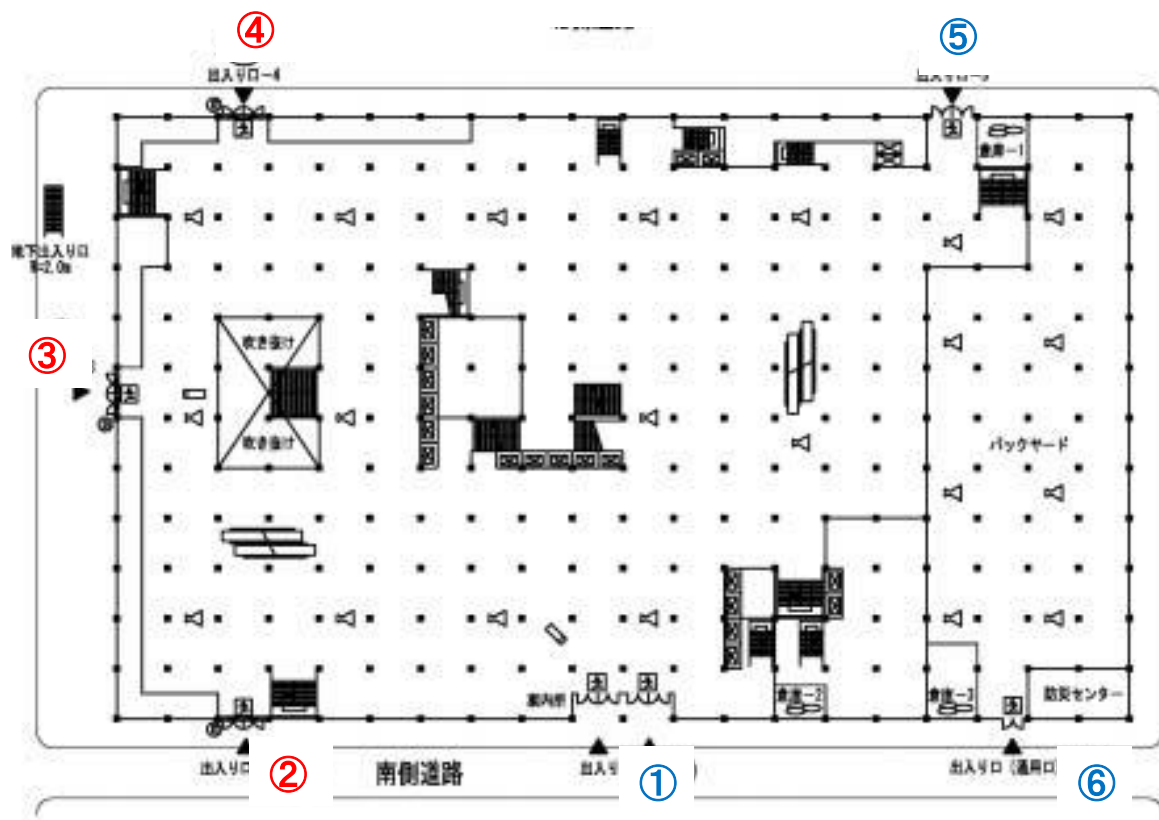
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



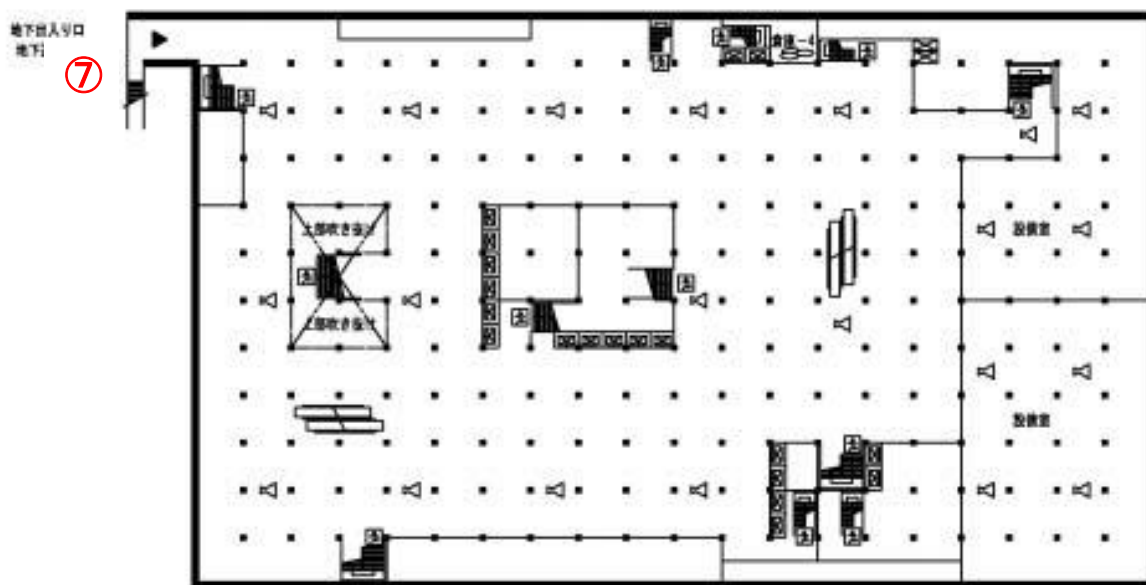
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括班 情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器

別添2 浸水防止用設備配置図



地上1階平面図



地上1階平面図

青字：土嚢設置箇所
赤字：止水板設置箇所

止水板及び土嚢設置・保管場所一覧表

No.	設置場所	仕様	幅(mm)	高さ(mm)	保管場所	備考
①	出入口-1	土嚢	9600	3段	倉庫-2	100袋
②	出入口-2	止水板	4800	350	自動起動式	手元スイッチで作動
③	出入口-3	止水板	4800	350	自動起動式	手元スイッチで作動
④	出入口-4	止水板	4800	350	自動起動式	手元スイッチで作動
⑤	出入口-5	土嚢	4800	1段	倉庫-1	30袋
⑥	通用口	土嚢	2400	1段	倉庫-3	10袋
⑦	地下出入口	止水板	5000	350	自動起動式	手元スイッチで作動

※土嚢による対応箇所の「出入口-1」「出入口-5」は平成〇年〇月までに止水板（自動起動式）を導入する。

別添3 チェックリスト(地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き)

地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引きの項目		チェック項目	チェック欄
洪水時の対応	防災体制	洪水予報等の情報収集を開始する体制、避難誘導を開始する体制が別々に定められているか。	
		体制区分ごとの確立の判断時期は、客観性・具体性を有し、わかりやすい判断基準(手引きの記載例と同程度)であるか(例:「〇〇が浸水の危険性を認識したとき」のみとなっていないか等)	
		体制区分ごとの活動内容(手引きの記載例と同程度)及び対応組織(平日・休日ごと [※])が具体的に定められているか	
	情報収集及び伝達	収集する情報について具体的な収集方法が定められているか(例:ラジオ、インターネット等)	
		「体制ごとの施設内緊急連絡網(平日・休日ごと [※])」が定められているか	
		連続施設からの浸水が見込まれる場合や連続施設を避難場所としている場合は、「体制ごとの施設内緊急連絡網」にそれらの連続施設が含まれているか。	
	浸水防止に関する活動(浸水防止が必要な場合に限り)	具体的な対策方法(止水板・土のう)及び設置個所が定められているか(又は浸水防止対策を実施しなくても十分な避難時間を確保できる旨記載しているか)	
	避難誘導	避難場所及び避難経路が図面等(平日・休日ごと [※])で具体的に定められているか	
		避難場所は浸水が想定されない場所に設定されているか	
		災害時要援護者の避難に関する支援方法が定められているか。	
避難経路に浸水防止設備を設置する出口等が含まれていないか(避難完了後に浸水防止設備を設置する出口等は除く)			
避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	情報収集・伝達、避難誘導、浸水防止対策に必要な資器材等の一覧が記載されているか		
	浸水防災対策に用いる浸水防止設備等の保管場所、個数及び整備計画が定められているか。		
防災教育と訓練	研修の対象者及び実施時期が定められているか		
	訓練の対象者、実施時期及び内容(情報伝達、避難誘導、浸水防止対策)が定められているか		
自衛水防組織の業務に関する事項	「自衛水防組織活動要領」に統括管理者及び代行者が定められているか		
	「自衛水防組織活動要領」に各班の任務及び所属班員名が定められているか		
	自衛水防組織の構成員の研修の実施時期が定められているか		
	自衛水防組織の構成員の訓練の実施時期及び内容(情報伝達、避難誘導、浸水防止対策)が定められているか		

※必要に応じて、平日・休日別に定める